

リスクアセスメント：よくデザインされた場の測定

環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした省令の改正が行われました。リスクアセスメントの結果に基づくリスク低減措置として、工学的対策の設定及び評価を実施する場合には、個人ばく露測定のみならず、**よくデザインされた場の測定**を行うことが技術上の指針で示されています。

技術上の指針での**よくデザインされた場の測定**の定義等と、リスクアセスメントにおける測定の基本的考え方について下記に示しました。

よくデザインされた場の測定の定義等

- ※**よくデザインされた場の測定**とは、主として工学的対策の実施のために、化学物質の発散源の特定、局所排気装置等の有効性の確認等のために、固定点で行う測定をいう。
- ◇従来の作業環境測定のア・B測定の手法も含まれる。
- ◇場の測定については、作業環境測定士の関与が望ましい。

リスクアセスメントにおける測定の基本的考え方

- ※リスクアセスメントの結果に基づくリスク低減措置として、労働者のばく露の程度を濃度基準値以下とすることのみならず、危険性又は有害性の低い物質への代替、工学的対策、管理的対策、有効な保護具の使用等を駆使し、労働者のばく露の程度を最小限度とすることを含めた措置を実施する必要がある。
- ※工学的対策の設定及び評価を実施する場合には、個人ばく露測定のみならず、**よくデザインされた場の測定**を行う。

kes サポート

課 題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング ◇数理モデル（CREATE-SIMPLE 等）による推定 等
有害性のリスク低減措置	◇排・換気装置の検査・改善・設置 ◇呼吸用保護具のフィットテスト 等
化学物質管理の支援	◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援 ◇労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）による支援